都市４－１

不利益処分の内容	出庫命令		
根拠法令及び条項	鳥取市営駐車場条例第９条第２項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市長又は指定管理者
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

鳥取市営駐車場条例第９条第１項各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合で、具体的には以下の行為をいう。

１　他の自動車の駐車を妨げる行為

２　駐車場の構造若しくは設備を汚し、又はき損する行為

３　駐車場の管理に支障を及ぼす行為

なお、「管理に支障を及ぼす行為」とは、次のような場合をいう。

⑴　施設の整備等で駐車車両が支障となる場合

⑵　利用期間が過ぎても駐車されている場合や、長期間にわたり放置されている状況と確認された場合

都市４－２

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市営駐車場条例第 17 条		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成 12 年６月１日		

処　分　基　準

条例第９条第２項の出場命令に従わなかった者に対する過料の賦課は、個別具体的に同条第１項各号のいずれかに該当することとなった経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。

都市４－３

不利益処分の内容	清算金の分割交付		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 21 条第１項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

交付すべき清算金の額に応じて条例別表第２に定める期間内に、清算金の徴収状況その他を総合的に勘案し、交付することが可能な範囲内において必要最小限度で分割交付する。

都市４－４

不利益処分の内容	清算金の繰上徴収		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 22 条第５項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

分割した納付すべき清算金が分割納付期限内に納付されないことが２回以上続いた場合とする。

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第８条第１項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

条例第８条第１項各号に該当することとなった者に対して、次に掲げる事項を総合的に判断し、個々具体的な事項に応じた処分を行う。

１　故意又は悪意の有無及びそれらの程度

２　反省の有無及び継続性の有無

３　条例第８条第１項第１号又は第２号に該当する者については、当該違反することとなった処分又は条件の内容及び違反することとなった理由の程度

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第８条第２項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

条例第８条第２項各号に該当する事由が生じた場合は、当該事由により必要とする範囲内において、個々具体的に判断する。

都市４－７

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 19 条		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

条例第３条(行為の制限)又は第４条(行為の禁止)に違反する行為をした者に対する過料の賦課は、第 19 条各号に該当することとなった事由の程度、故意又は悪意の程度、反省の有無その他を総合的に判断して必要な範囲内において行う。

都市４－８

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 20 条		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

使用料を免れた者に対する過料の賦課は、具体的には、次の事項を総合的に判断して必要な範囲内において行う。

１　故意又は悪意の有無及びその程度
２　徴収を免れた期間又は使用料の額
３　反省の有無

変更日　平成 12 年６月１日

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 21 条		
担　当　課	都市環境課	処分権者	市　長
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

条例第 19 条及び第 20 条の例による。

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 14 条第１項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	指定管理者
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

具体的には、個々具体的な事例に応じて次の事項を総合的に判断して行う。

1　故意又は悪意の有無及びその程度

2　反省の有無及び継続性の有無

3　条例第 14 条第１号又は第２号に該当するときは、当該違反することとなった規定又は条件の内容及び違反することとなった理由の程度

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 15 条第２項		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
設　定　日	平成 12 年４月１日		

処　分　基　準

条例第 15 条第２項に規定する行為の中止、原状回復、退去等の命令は、同条第１項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意してもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市河川公園の設置及び管理に関する条例第４条		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	市　長
設　定　日	平成 16 年 11 月１日		

処　分　基　準

条例第４条に規定する行為の中止、原状回復、退去を命ずる具体的な判断は、第３条第１項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
設　定　日	平成 16 年 11 月１日		

処　分　基　準

運動公園の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　第 10 条第１号、第２号又は第３号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　第 10 条第４号に該当する場合は、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 11 条第２項		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
設　定　日	平成 16 年 11 月１日		

処　分　基　準

運動公園における行為の中止命令等は、条例第 11 条第１項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　条例第 11 条第１項第１号から第３号までに掲げる行為にあっては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　条例第 11 条第１項第４号に掲げる行為にあっては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。

3　条例第 11 条第１項第５号に掲げる行為にあっては、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第10条		
担　当　課	都市環境課	処分権者	指定管理者
設　定　日	平成８年４月１日		

処　分　基　準

球場利用の許可を受けた者が条例第10条各号のいずれかに該当したときは、利用許可の取消し、利用の制限、停止又は退去を命ずるが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　条例第10条第１号、第２号又は第３号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　条例第 10 条第４号に該当する場合は、球場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第15条第２項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	指定管理者
設　定　日	平成12年４月１日		

処　分　基　準

美保球場における行為の中止命令等は、条例第15条第１項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　条例第15条第１項第１号から第３号までに掲げる行為にあっては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　条例第15条第１項第４号に掲げる行為にあっては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。

3　条例第15条第１項第５号に掲げる行為にあっては、美保球場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
設　定　日	平成 10 年４月１日		

処　分　基　準

スポーツ広場の利用の許可を受けた者が条例第 10 条各号のいずれかに該当したときは、利用の許可の取消し、利用の制限、停止又は退去を命ずるが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　条例第 10 条第１号又は第２号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　条例第 10 条第３号に該当する場合は、スポーツ広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担　当　課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
設　定　日	平成 26 年４月１日		

処　分　基　準

周辺広場の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　第 12 条第１号、第２号又は第４号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。

2　第 12 条第３号又は第５号に該当する場合は、周辺広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲において行う。

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における行為の禁止等		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 13 条第１項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	指定管理者
設　定　日	平成 26 年４月１日		

処　分　基　準

周辺広場における行為の中止等は、条例第 13 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

1　第 13 条第１項第１号から第８号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

2　第 13 条第１項第９号に該当する場合は、周辺広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲において行う。

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 13 条第２項		
担　当　課	都市環境課	処分権者	指定管理者
設　定　日	平成 26 年４月１日		

処　分　基　準

第 13 条第２項に規定する行為の中止、退去の命令は、第 12 条各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがある場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。

他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなお指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。